

鳥取市勤労者住宅入居者を次のとおり随時募集します。

1 募集する住宅の概要

随時募集住宅一覧内の種別が「勤労者」の住宅。

2 入居資格

(1) 単身者向け住宅（1K）は、次に掲げる条件を備えている者とする。

ア 年齢20歳以上の者であること。

イ 住宅がないため勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者であること。

ウ 市税を滞納していない者であること。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(2) 世帯向け住宅（2DK）は、次に掲げる条件を備えている者とする。

ア 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下「同居親族」という。）がある者であること。

イ 収入基準

月額所得が104,000円を超える者であること。

ウ 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

エ 市税を滞納していない者であること。

オ その者又は同居親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

3 申込方法

入居希望者は、申込書に必要事項を記入し必要書類を添えて、鳥取市都市整備部建築住宅課住宅係又は各総合支所産業建設課で申し込むこと。

4 申込みにあたっての注意事項

(1) 事前に、交通機関や学校区等などの住環境を確認してから申込みください。

(2) 原則として住宅入居後の団地の異動、住替え等はできないので、申込団地は十分検討すること。

(3) 社会通念上不自然と思われる世帯分離(合併)、家族構成は認められません。

① 夫婦を分割した世帯で、戸籍上[鳥取市1]で離婚を確認できない場合、離婚調停中であることを証明できない場合、配偶者からの暴力被害を証明できない場合等は申込みできません。

② 内縁関係での申込みの場合は、次[鳥取市2]の要件をすべて満たすこと。

・同居している ・住民票の続柄の記載が「未届の夫(妻)」となっている ・双方とも戸籍上の配偶者がいない。

③ 他に扶養すべき人がいる親族（税法上の扶養関係がない親族等）の同居など、特に同居する理由のない親族との申込みはできません。

④ 単に自立（独立）という理由や家庭内の問題（親子関係の不仲など）という理由での申込みはできません。

(4) 申込み者が住宅を所有している場合は、原則申込みできません。

(5) 公的な住宅（県営住宅、市町村営住宅など）に入居している方は、特別な事由がない限り申込みできません。

(6) 過去に市営住宅等を不正に使用したことがある方は申込みできません。（家賃滞納・退去修繕費滞納・迷惑行為など）

5 入居にあたっての注意事項

(1) 入居の際には保証能力のある連帯保証人（年間総収入が120万円程度あり、市営住宅等入居後同居者とならない者）が1名と、家賃の3か月分に相当する敷金が必要であること。

(2) 入居決定後は、入居可能日から10日以内に速やかに市営住宅等に入居すること。

(3) ペットの飼育、餌付け、一時預かりは厳禁であること。

鳥取市若者向け賃貸住宅入居者を次のとおり随時募集します。

1 募集する住宅の概要

随時募集住宅一覧内の、種別が「若者向」の住宅。

2 入居資格

次の(1)から(5)までの条件にすべてあてはまること。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下「同居親族」という。）があること。ただし、1DK住宅の入居については、この限りでない。
- (2) 主たる生計を維持する者の年齢が40歳未満であること。
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) 市税を滞納していない者であること。
- (5) その者又は同居親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

3 入居条件

入居者は、満60歳に達した日の属する年度末までに退去するものとする。

4 申込方法

入居希望者は、申込書に必要事項を記入し必要書類を添えて、鳥取市都市整備部建築住宅課住宅係又は各総合支所産業建設課に申込むこと。

5 申込みにあたっての注意事項

- (1) 事前に、交通機関や学校区等などの住環境を確認してから申込みください。
- (2) 原則として住宅入居後の団地の異動、住替え等はできないので、申込団地は十分検討すること。
- (3) 社会通念上不自然と思われる世帯分離(合併)、家族構成は認められません。
 - ① 夫婦を分割した世帯で、戸籍上[鳥取市3]で離婚を確認できない場合、離婚調停中であることを証明できない場合、配偶者からの暴力被害を証明できない場合等は申込みできません。
 - ② 内縁関係での申込みの場合は、次[鳥取市4]の要件をすべて満たすこと。
 - ・同居している
 - ・住民票の続柄の記載が「未届の夫(妻)」となっている
 - ・双方とも戸籍上の配偶者がいない。
 - ③ 他に扶養すべき人がいる親族（税法上の扶養関係がない親族等）の同居など、特に同居する理由のない親族との申込みはできません。
 - ④ 単に自立（独立）という理由や家庭内の問題（親子関係の不仲など）という理由での申込みはできません。
- (4) 申込み者が住宅を所有している場合は、原則申込みできません。
- (5) 公的な住宅（県営住宅、市町村営住宅など）に入居している方は、特別な事由がない限り申込みできません。
- (6) 過去に市営住宅等を不正に使用したことがある方は申込みできません。（家賃滞納・退去修繕費滞納・迷惑行為など）

6 入居にあたっての注意事項

- (1) 入居の際には保証能力のある連帯保証人（年間総収入が120万円程度あり、入居後同居者とならない者）が1名と、家賃の3か月分に相当する敷金が必要であること。
- (2) 入居決定後は、入居可能日から10日以内に速やかに住宅に入居すること。
- (3) ペットの飼育、餌付け、一時預かりは厳禁です。

鳥取市若者向け賃貸住宅入居者を次のとおり随時募集します。

- 1 募集する住宅の概要
随時募集住宅一覧内の、種別が「若者向（店舗）」の住宅。
- 2 入居資格
次の(1)から(3)までの条件にすべてあてはまること。
 - (1) 営業をするものであること。
 - (2) 市税を滞納していない者であること。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- 3 申込方法
入居希望者は、申込書に必要事項を記入し必要書類を添えて、鳥取市都市整備部建築住宅課住宅係又は各総合支所産業建設課に申込むこと。
- 4 申込みにあたっての注意事項
 - (1) 事前に、交通機関や学校区等などの住環境を確認してから申込みください。
 - (2) 過去に市営住宅等を不正に使用したことがある方は申込みできません。（家賃滞納・退去修繕費滞納・迷惑行為など）
- 6 入居にあたっての注意事項
 - (1) 入居の際には保証能力のある連帯保証人（年間総収入が120万円程度あり、入居後同居者とならない者）が1名と、家賃の3か月分に相当する敷金が必要であること。
 - (2) 入居決定後は、入居可能日から10日以内に速やかに住宅に入居すること。
 - (3) ペットの飼育、餌付け、一時預かりは厳禁です。

鳥取市特定公共賃貸住宅入居者を次のとおり随時募集します。

1 募集する住宅の概要

随時募集住宅一覧内の種別が「特公賃」の住宅。

2 入居資格

次の(1)から(5)までの条件にすべてあてはまること。

- (1) 自ら居住するため、住宅を必要としている者であること。
- (2) **3**の収入基準を満たす者であること。
- (3) 現に同居し、若しくは同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下「同居親族」という。）がある者又は市内に勤務先を有する単身者（入居可能日から1月以内の就職が見込まれる単身者を含む。）であること。
- (4) 市税を滞納していない者であること。
- (5) その者又は同居親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

3 収入基準

月額所得が158,000円以上487,000円以下であること。

4 申込方法

入居希望者は、申込書に必要事項を記入し必要書類を添えて、鳥取市都市整備部建築住宅課住宅係又は各総合支所産業建設課に申込みこと。

5 申込みにあたっての注意事項

- (1) 事前に、交通機関や学区区等などの住環境を確認してから申込みください。
- (2) 原則として住宅入居後の団地の異動、住替え等はできないので、申込団地は十分検討すること。
- (3) 社会通念上不自然と思われる世帯分離(合併)、家族構成は認められません。
 - ① 夫婦を分割した世帯で、**戸籍上[鳥取市5]**で離婚を確認できない場合、離婚調停中であることを証明できない場合、配偶者からの暴力被害を証明できない場合等は申込みできません。
 - ② 内縁関係での申込みの場合は、**次[鳥取市6]**の要件をすべて満たすこと。
 - ・同居している
 - ・住民票の続柄の記載が「未届の夫(妻)」となっている
 - ・双方とも戸籍上の配偶者がいない。
 - ③ 他に扶養すべき人がいる親族（税法上の扶養関係がない親族等）の同居など、特に同居する理由のない親族との申込みはできません。
 - ④ 単に自立（独立）という理由や家庭内の問題（親子関係の不仲など）という理由での申込みはできません。
- (4) 申込み者が住宅を所有している場合は、原則申込みできません。
- (5) 公的な住宅（県営住宅、市町村営住宅など）に入居している方は、特別な事由がない限り申込みできません。
- (6) 過去に市営住宅等を不正に使用したことがある方は申込みできません。（家賃滞納・退去修繕費滞納・迷惑行為など）

6 入居にあたっての注意事項

- (1) 入居の際には保証能力のある連帯保証人（年間総収入が120万円程度あり、市営住宅等入居後同居者とならない者）が1名と、家賃の3か月分に相当する敷金が必要であること。
- (2) 入居決定後は、入居可能日から10日以内に速やかに市営住宅等に入居すること。
- (3) ペットの飼育、餌付け、一時預かりは厳禁であること。